大阪社保協

キャラバン行動始まる

福祉の充実求め市町村へ要請

協会が常任幹事団体を務める大阪社会保障推進協議会が毎年取り組んでいる自治体キャラバン行動が23日の島本町、24日の寝屋川市を皮切りに始まった。今年は子どもの貧困対策や国保、健診、生活保護など7分野41項目を掲げ、府内各市町村に福祉・市民施策の改善を求めている。

歯科では、自治体ごとの口腔保健条例や口腔保健計画の策定とともに、「地域の実情に応じた総合的な歯科保健対策の推進」を要望。歯科健診の拡充を求めている。

協会は、歯科医療現場の声を直接行政に届ける貴重な場として、会員の参加を呼びかけている。キャラバン行動の予定は次の通り。参加希望者は協会事務局（TEL06―6568―7731）まで。

◇

日程確定の自治体

▽7月26日（木）10時～和泉市▽8月6日（月）14時～門真市▽7日（火）10時～忠岡町、14時～熊取町▽8日（水）10時～泉南市、14時～阪南市、14時～堺市▽9日（木）10時～交野市、14時～くすのき広域連合▽16日（木）14時～岸和田市▽20日（月）14時～貝塚市▽21日（火）14時～河南町▽24日（金）10時～千早赤阪村、14時～大阪狭山市▽27日（月）10時～泉佐野市▽28日（火）14時～池田市▽29日（水）14時～豊中市▽30日（木）10時～東大阪市、14時～柏原市▽9月3日（月）10時～吹田市▽10日（月）10時～四條畷市、14時～大東市▽14日（金）10時～枚方市▽25日（火）14時～藤井寺市▽27日（木）10時～羽曳野市▽10月10日（水）10時～河内長野市▽16日（火）14時～富田林市

※その他の自治体の日程は調整中

第16回理事会

地震・豪雨被害でお見舞金

被災会員への支給など協議

協会は14日、第16回理事会を開き、大阪北部地震・西日本豪雨での会員被害へのお見舞い金支給、医療保険改悪を食い止めるための新しい請願署名・クイズハガキについての保団連2次案の検討などの運動対策を協議した。前回理事会で決めた署名目標2万筆を達成するため、理事は全体の4分の1にあたる5千筆を集める、地区ごとに目標を設定する、地区ごとに高齢者団体などに協力を働きかけるなどを決めた。

地震・豪雨災害では200人近い会員から被害の報告が寄せられ、医療器具の損壊や建物の一部損壊などの被害を受けた会員152人に協会・保団連からお見舞い金を支給することにした。

協会・保団連が9月から実施する予定の請願署名は、75歳以上の窓口負担2割化をはじめとする患者負担増を法案化させないことを目的に、クイズハガキとセットで取り組む。理事会では、2次案が協会からの意見を受けて改善していることを認めたうえで、一部修正の意見を保団連に報告することにした。署名用紙とクイズハガキは9月初めに会員のもとに届ける。

会務運営では、役員選考に係る規程の整備等を検討、9月理事会で引き続き検討し結論を出していくことにした。

教えて！ 社会保障 財源問題

Q 消費税増税をすると不況になるというのは本当か？

A 増税の度に消費不況になっている。

消費税は、国民の消費行動に大きく影響することが指摘されている。

総務省が実施した家計調査では、消費税が導入された1989年、5％に増税された97年と国民の消費は低迷している。特に2014年の8％への増税は、過去の増税と比較しても消費の冷え込みが著しいことがわかる（グラフ）。

来秋に予定される10％への消費増税では、一般的な世帯（年収400万円程度）で年間4万円以上の負担増になるという試算がでている。実質賃金が伸びず、税の負担が国民に重くのしかかるなか、消費税を10％に引き上げれば内需はさらに縮小し、日本経済に深刻なダメージを与えかねない。

消費税で冷え込んだ消費

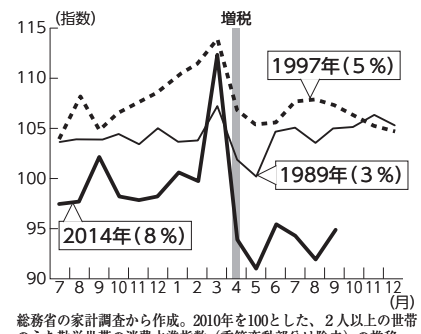

総務省の家計調査から作成。2010年を100とした、2人以上の世帯のうち勤労世帯の消費水準指数（季節変動部分は除去）の推移

Q 消費増税で景気は？

春 夏 秋 冬

地震・豪雨災害

被災者第一で支援拡充を

大阪北部地震の恐怖が冷めやらぬまま、7月に入って西日本を豪雨が襲い、各地に甚大な被害をもたらした。

「災害大国」の惨状に原発再稼働の危険性が改めて浮き彫りになるなか、大阪では地震の被災者に追い打ちをかけるように浸水や雨漏りの被害が相次いだ。地震・豪雨被災者の苦難に政治はどう向き合うのか。政府の姿勢が厳しく問われている。

豪雨に見舞われた地域では、約4800人に上る被災者が避難生活を余儀なくされている。地域の復旧・復興には住環境の整備が欠かせない。仮設住宅や災害公営住宅の建設に全力を挙げるとともに、自宅再建への公的支援が強く求められる。

被災者生活再建支援法では対象が全壊と大規模半壊に限られ、最大でも300万円しか支給されない。床上1㍍未満の浸水や、大阪北部地震の大半の被害である一部損壊は対象外になっている。

住宅への支援が不十分な背景には、「自然災害に国の責任はない」とする政府の冷酷な考えがある。東日本大震災でも熊本地震でもその姿勢は一貫しており、給付額や対象範囲の拡充を求める被災者と野党の要望から背を向けてきた。脆弱な制度が被災者に「二重ローン」を背負わせ、生活再建の重大な足かせとなってきたことは明らかだ。政府は被災者第一の立場で法改正に踏み出すべきだ。

今回の災害では多くの医療機関が被害を受けた。大阪でも約200人の会員から一部損壊や浸水などの報告が寄せられ、診療所の再建や復旧、補修などの苦難に直面している。

被災医療機関向けには復旧費用の半額を支給する「医療施設等災害復旧費補助金」という国の制度があるが、対象は公的病院や、在宅・休日当番医などの政策医療機関に限られている。政府は各院の自力復旧を原則としており、ほとんどの歯科診療所は公的支援を受けられない。

地域の医療機関は公立・民間を問わず、社会的役割を果たしてきた。にもかかわらず、なぜ政府は復旧支援で差別するのか。住民の命と健康を守る医師・歯科医師に再建費用を押し付けることは断じて許されない。

安倍首相は11日、豪雨の被災地を訪問し、「きめ細やかな生活支援、生活再建に取り組む」と語った。被災者の悩みに応えるならば、抜本的な支援の拡充に今すぐ取り組むべきだ。

生活・地域医療の再建なくして被災地の復興はない。被災者に寄り添った政治の実現が強く求められている。

社労士が解決！ 身近な雇用トラブル

第2回 突然の退職

医院の承認なしでも2週間後に雇用解消

職員に突然退職されると困るので、就業規則で「医院の承認を得なければならない」と規定したいと考えていますが、有効ですか（30代、男性）

14日規定

民法では、期間の定めのない契約はいつでも解約の申し入れができ、「雇用は、解約の申入れの日から2週間を経過することによって終了する」（民法627条1項）と定められています。

ただし、月給者の場合は、当該給与計算期間の前半に申し出た場合、当該給与計算期間の終了日に契約が解消することになります。

期間の定めのない雇用の場合、医院の承認がなくても、退職の申し出をした日から起算して14日を経過したときは退職となります。就業規則で次のような記載が多いのもそのためです。

第○条（退職）

前条の定めるもののほか、職員が次のいずれかに該当するときは、退職とする。①退職を願い出て医院から承認されたとき、又は退職願を提出して14日を経過したとき

信頼関係

裁判例でも「…解約申入れの効力発生を使用者の…承認にかからせることを許容すると…承認がない限り退職できないことになり、労働者の解約の自由を制約する結果となる…効力を有しないと解すべきである」（高野メリヤス事件）となっています。

少人数の医院では、1人欠員が出れば業務に大きな支障が生じます。やむを得ない事情で退職するにしても、少なくとも「引き継ぎ」だけはきちんとやってもらわないと困ります。だからこそ院長として、労務管理、年休の運用のあり方等がどうであったか考えてみて、今後に生かすことが大切ではないでしょうか。

（社労士・桂好志郎）

イラスト・辻井タカヒロ